



# 鳥取県公報

平成 22 年 6 月 29 日 (火)  
号外第 6 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (36) (政策法務課) . . . . . 5
	鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部を改正する条例 (37) (県民課) . . . . . 8
	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (38) (人事企画課) . . . . . 9
	鳥取県職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例 (39) (福利厚生課) . . . . . 12
	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等 に関する条例の一部を改正する条例 (40) (子ども発達支援課) . . . . . 13
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (41) (会計指導課) . . . . . 15
	鳥取県みなと温泉館の管理に関する条例を廃止する条例 (42) (企業局経営企画課) . . . 17

## ==== 公布された条例のあらまし ====

## 鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

公文書館が保存し、管理する歴史的資料として重要な県の公文書等をより広く県民が利用できるようにするため、完結後30年を経過したものを一般の利用に供することとすること等に伴い、一般の利用に供することができる公文書等の範囲を定める等所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 公文書等は、(2)から(4)までに掲げるものを除き、一般の利用に供するものとするを明記する。
- (2) 公文書館の館長(以下単に「館長」という。)は、次に掲げる場合は、公文書等の全部又は一部を一般の利用に供しないことができることとする。
  - ア 当該公文書等が完結日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過していないものであるとき。
  - イ 当該公文書等が完結日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過したものであって、次に掲げる情報のいずれかが記録されているものであるとき。
    - (ア) 鳥取県情報公開条例の規定にかんがみ、一般の利用に供することが適当でないと判断される情報
    - (イ) 法令の規定又は当該公文書等を引き継いだ県の機関が法令上従わなければならない各大臣等の指示により公にすることができない情報
    - (ウ) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該公文書等を引き継いだ県の機関が認めることにつき相当の理由があると館長が認める情報
- (3) 館長は、公文書等の全部又は一部を一定の期間公にしないこと又は一般の者への利用を制限することを条件に個人又は法人等から当該公文書等の寄贈又は寄託を受けている場合は、その条件に従い、当該公文書等の全部又は一部の一般の利用を制限することとする。
- (4) 館長は、公文書等の原本を一般の利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合は、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限することができることとする。
- (5) 館長は、(2)イ又は(3)の場合であっても、(2)イに掲げる情報又は(3)の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該公文書等の利用を求める者に対し、当該部分を除いた部分を利用させることとする。
- (6) 公文書館の開館時間及び休館日並びに公文書館における行為の制限等について定める。
- (7) 公文書等の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないこととする。
- (8) 施行期日は、公布日とする。

## 鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

平成14年7月に日野郡民行政参画推進会議を設置し7年を経過しているが、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例に基づく協議会の日野地区における設置、県と日野郡3町との事務の連携及び共同化の体制の整備並びにこれらを含めた県及び日野郡内の公聴機能の充実により、日野郡における諸課題に関する住民の意見を地域の施策に反映する他の仕組みが定着しつつある状況にかんがみ、日野郡民行政参画推進会議の設置期限を平成22年7月8日までとする。

## 2 条例の概要

- (1) 条例の失効期限を平成22年7月8日(現行 平成28年3月31日)とする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

## 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、急速な少子化に対応し、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図れる勤務環境を整備するため、育児休業の終了後3月以上の期間の経過により再度の育児休業をすることができることとする等の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 育児休業の承認の請求の際育児休業等計画書により申し出ていた場合には、当該育児休業の終了後3月以上の期間が経過した後、再度の育児休業をすることができることとする。
- (2) 育児短時間勤務の承認の請求の際育児休業等計画書により申し出ていた場合には、当該育児短時間勤務の終了後3月以上の期間が経過した後、最初の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても、再度の育児短時間勤務をすることができることとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

## 鳥取県職員の共済制度に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

互助会は、県の職員の相互扶助を基本として運営されるべきものであることにかんがみ、その運営形態を見直し、互助会へのすべての補助金を廃止したことに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 補助金等互助会の収入について定めた規定を削る。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

## 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

保険医療機関及び保険医療費担当規則の一部が改正され、保険医療機関が領収証を交付するに当たっては、正当な理由がない限り、診療明細書を無償で交付しなければならないこととされたことを踏まえ、県立社会福祉施設及び県立病院の診療明細書の交付に係る手数料について所要の改正を行うものである。

## 2 条例の概要

- (1) 県立社会福祉施設及び県立病院において徴収する診療明細書の交付に係る手数料のうち、領収証を交付するときに交付する診療明細書の手数は徴収しないこととする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

## 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに建築士事務所の登録の実施に関する事務を知事が指定する者に行わせる場合に、当該事務に係る手数料をその者の収入とする等所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 知事の指定する者に2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行わせる場合に、当該登録に係る手数料をその者の収入とする。
- (2) 知事の指定する者に建築士事務所の登録の実施に関する事務を行わせる場合に、当該登録に係る手数料をその者の収入とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県みなと温泉館の管理に関する条例の廃止について

1 条例の廃止理由

みなと温泉館を民間事業者に譲渡することに伴い、その管理に関する事項について定めた条例を廃止する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県みなと温泉館の管理に関する条例は、廃止する。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成23年 4 月 1 日とする。

イ 鳥取県営企業の設置等に関する条例について、所要の規定の整備を行う。

# 条 例

鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第36号

鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例（平成2年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（業務） 第3条 略</p> <p>（開館時間） 第4条 <u>公文書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>2 <u>公文書館の館長（以下単に「館長」という。）は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開館時間を変更することができる。</u></p> <p>3 <u>館長は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。</u></p> <p>（休館日） 第5条 <u>公文書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、公文書館のうち県政資料の展示の用に供する区画については、第1号に掲げる日のうち、その日が月の末日（12月にあつては、同月28日）に当たらない日を除くものとする。</u></p> <p>（1）<u>日曜日及び土曜日</u></p> <p>（2）<u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p>（3）<u>1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日</u></p> <p>2 <u>館長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開</u></p>	<p>（業務） 第3条 略</p>

館することができる。

- 3 前条第3項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合について準用する。

(公文書等の利用)

第6条 公文書等は、次条に掲げる場合を除き、一般の利用に供するものとする。

- 2 公文書等の利用は、閲覧、視聴、写しの交付その他当該公文書等の種別を勘案して規則で定める方法により行う。

(公文書等の利用の制限)

第7条 館長は、次に掲げる場合は、当該公文書等の全部又は一部を一般の利用に供しないものとしてすることができる。

(1) 当該公文書等(広報資料、統計資料、計画書、調査報告書その他の情報提供を目的とする資料を除く。以下この号及び次号において同じ。)が完結日(当該公文書等に係る事務の処理が終了した日をいう。次号において同じ。)の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過していないものであるとき。

(2) 当該公文書等が完結日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過したものであって、次に掲げる情報のいずれかが記録されているものであるとき。

ア 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第9条第2項第2号、第3号又は第6号(同号ア又はオに該当するものに限る。)に掲げる情報

イ 法令の規定又は当該公文書等を引き継いだ県の機関が法令上従わなければならない各大臣等の指示により公にすることができない情報

ウ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該公文書等を引き継いだ県の機関が認めることにつき相当の理由があると館長が認める情報

- 2 館長は、公文書等の全部又は一部を一定の期間公にしないこと又は一般の者への利用を制限することを条件に個人又は法人その他の団体から当該公文書等の寄贈又は寄託を受けている場合は、当該条件に従い、当該公文書等の全部又は一部の一般の利用を制限するものとする。

3 館長は、公文書等の原本を一般の利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合（公文書館において、当該公文書等の保存又は利用の開始のために必要な措置が行われている場合を含む。）は、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限することができる。

4 館長は、第1項第2号に掲げる場合又は第2項に該当する場合であっても、第1項第2号に掲げる情報又は第2項の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該公文書等の利用を求める者に対し、当該部分を除いた部分を利用させるものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（行為の制限等）

第8条 公文書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公文書館の施設又は設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 公文書等を改ざんし、汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (3) 他の利用者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 館長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、公文書館への入館を拒み、又は公文書館からの退去を命ずることができる。

（費用負担）

第9条 第6条第2項の規定により公文書等の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（規則への委任）

第10条 略

（規則への委任）

第4条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第37号

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部を改正する条例

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例（平成14年鳥取県条例第54号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 及び 2 略 （この条例の失効） 3 この条例は、 <u>平成22年7月8日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 及び 2 略 （この条例の失効） 3 この条例は、 <u>平成28年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。



職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第38号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中改正文の第2段落を次のように改める。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

第1条中職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）第3条及び第11条の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情等</u>）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>（1） 育児休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第16条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第14条第1項に規定する特別休暇（以下単に「特別休暇」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は<u>第5条に規定する事由</u>に該当したことにより当該承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは<u>同条</u>に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>（2）及び（3） 略</p> <p>（4） 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、<u>3月以上の期間を経過したこと</u>（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p>	<p>（<u>再度の育児休業をすることができる特別の事情</u>）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>（1） 育児休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第16条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第14条第1項に規定する特別休暇（以下単に「特別休暇」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は<u>第5条第2号に掲げる事由</u>に該当したことにより当該承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは<u>同号</u>に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>（2）及び（3） 略</p> <p>（4） 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、<u>当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと</u>（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方</p>

<p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p><u>2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。</u></p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)が、特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は<u>第14条第1号</u>に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 育児短時間勤務の承認が、<u>第14条第2号</u>に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。</p> <p>(5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、<u>3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u>。</p> <p>(6) 略</p>	<p>法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について<u>再度</u>の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)が、特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は<u>第14条第2号</u>に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 育児短時間勤務の承認が、<u>第14条第3号</u>に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。</p> <p>(5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、<u>当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)</u>が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(6) 略</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第39号

鳥取県職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県職員の共済制度に関する条例（昭和36年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
	(掛金及び補助金)
	<u>第4条 互助会の事業は、職員の掛金、県の補助金その他の収入によって運営する。</u>
	<u>2 県は、互助会に対し、毎年度予算の範囲内で補助金を交付することができる。</u>
(監督)	(監督)
<u>第4条 略</u>	<u>第5条 略</u>
(互助会職員の取扱い)	(互助会職員の取扱い)
<u>第5条 略</u>	<u>第6条 略</u>
(委任)	(委任)
<u>第6条 略</u>	<u>第7条 略</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第40号**

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2(第8条関係)		別表第2(第8条関係)	
区分	金額	区分	金額
略		略	
診療明細書(保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条の2第1項に規定する領収証の交付に併せて同条第2項の当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書として交付するものを除く。)	1通につき 420円	診療明細書	1通につき 420円
略		略	

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2(第5条関係)		別表第2(第5条関係)	
区分	金額	区分	金額
略		略	
診療明細書(保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条の2第1項に規	1通につき 420円	診療明細書	1通につき 420円

定する領収証の交付に併せて同条第2項の当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書として交付するものを除く。)			
略		略	

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第41号

#### 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（300の3） 略</p> <p>（301） 建築士法（昭和25年法律第202号）<u>第5条第1項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の登録</u> 1件につき18,000円</p> <p>（302） 略</p> <p>（303） 建築士法第23条第1項の規定に基づく<u>建築士事務所</u>の登録（同条第3項の規定に基づく更新の登録を含む。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>（304） 建築士法第23条第1項の規定による<u>建築士事務所</u>の登録（同条第3項の規定による更新の登録を含む。）<u>がなされていることを証する書類の交付</u> 1件につき650円</p> <p>（305）～（328） 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>（1）～（14） 略</p> <p>（15） 建築士法第10条の20第1項の規定により知事の指定する者に<u>2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行わせる場合における前項第301号の手数料</u> <u>2級建築士及び木造建築士の</u></p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（300の3） 略</p> <p>（301） 建築士法（昭和25年法律第202号）<u>第4条第2項又は第3項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の免許</u> 1件につき18,000円</p> <p>（302） 略</p> <p>（303） 建築士法第23条第1項の規定に基づく<u>1級建築士事務所等</u>の登録（同条第3項の規定に基づく更新の登録を含む。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>（304） 建築士法第23条第1項の規定による<u>1級建築士事務所等</u>の登録（同条第3項の規定による更新の登録を含む。）<u>に関する証明書の交付</u> 1件につき650円</p> <p>（305）～（328） 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>（1）～（14） 略</p>

<u>登録の実施に関する事務を行う者</u>	
(16) 略	(15) 略
(17) <u>建築士法第26条の3第1項の規定により知事の指定する者に建築士事務所の登録の実施に関する事務を行わせる場合における前項第303号の手数料</u> <u>建築士事務所の登録の実施に関する事務を行う者</u>	
(18) 略	(16) 略

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



鳥取県みなと温泉館の管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成22年 6 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第42号**

鳥取県みなと温泉館の管理に関する条例を廃止する条例

鳥取県みなと温泉館の管理に関する条例（平成16年鳥取県条例第69号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正）

2 鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前				
<p>第 6 条 埋立事業は、工業生産基盤の整備強化を図るため、工業用地等の造成及び分譲を能率的かつ経済的に行う。</p> <p>2 略</p>	<p>第 6 条 埋立事業は、工業生産基盤の整備強化を図るため、工業用地等の造成及び分譲を能率的かつ経済的に行うとともに、<u>これに附帯して温泉施設の設置及びその管理を行う。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>埋立事業に附帯する事業の用に供する温泉施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">施設の名称</td> <td style="text-align: center;">位 置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">みなと温泉館</td> <td style="text-align: center;">境港市</td> </tr> </table>	施設の名称	位 置	みなと温泉館	境港市
施設の名称	位 置				
みなと温泉館	境港市				